

令和5年3月20日 第13回管理型処分場環境安全委員会 議事録

尾形：本日はご多忙のところ、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より第13回管理型処分場環境安全委員会を開催いたします。当面の進行は、事務局の環境省福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室の尾形が務めます。それでは議事を進めてまいります。まず、初めに本日の出席者をご紹介します。国立大学法人福島大学客員教授、河津賢澄委員。

河津：よろしくお願ひします。

尾形：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括本部安全管理部次長、植頭康裕委員。

植頭：よろしくお願ひします。

尾形：福島県生活環境部環境回復推進監兼次長、高橋德行委員。

高橋：高橋です。よろしくお願ひします。

尾形：福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課課長、斎藤康徳委員。

斎藤：よろしくお願ひします。

尾形：富岡町健康づくり課課長、遠藤博生委員。

遠藤：富岡町の遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

尾形：富岡町生活環境課課長、杉本良委員。

杉本：富岡町、杉本でございます。よろしくお願ひいたします。

尾形：檜葉町政策企画課課長、遠藤俊行委員。

遠藤：檜葉町の遠藤です。よろしくお願ひいたします。

尾形：檜葉町くらし安全対策課課長、宇佐見元子委員。

宇佐見：檜葉町の宇佐見です。よろしくお願ひいたします。

尾形：富岡町太田行政区区長、阿久津守雄委員。

阿久津：おはようございます。阿久津です。よろしくお願ひいたします。

尾形：富岡町毛萱行政区区長、佐藤謙一委員。

佐藤：よろしくお願ひいたします。

尾形：富岡町行政区長会会長、遠藤則政委員。

遠藤：遠藤です。よろしくお願ひします。

尾形：富岡町公害対策審議会会長、田中美奈子委員。

田中：田中です。よろしくお願ひいたします。

尾形：檜葉町波倉行政区区長、大和田正博委員。

大和田：大和田です。よろしくお願ひいたします。

尾形：檜葉町上繁岡行政区区長、猪狩雄一委員。

猪狩：猪狩でございます。よろしくお願ひいたします。

尾形：檜葉町行政区長会会長、木村和夫委員。

木村：よろしくお願ひします。

尾形：なお、本日、檜葉町繁岡行政区区長、小澤功一委員は、所要のためご欠席です。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料のご確認をさせていただきます。表紙になりますが、第13回管理型処分場環境安全委員会次第、続きまして委員名

簿、座席表、設置要綱、資料1「輸送・埋立の状況等について」、資料2-1「環境モニタリング調査結果について（令和4年4月～9月）」、資料2-2「環境モニタリング調査の分析実施状況確認調査について」、資料3「特定廃棄物埋立情報館『リプルンふくしま』について」、参考資料1としまして「特定廃棄物埋立処分事業に係るモニタリング調査結果（令和4年4月～9月）（案）」、参考資料2「特定廃棄物等の処分の流れ」、参考資料3「第12回管理型処分場環境安全委員会議事録」。以上でございますが、資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事運営は、委員会設置要綱第4の3の規定により、委員長にお願いすることになります。河津委員長、議事進行についてお願いいたします。

河津：河津でございます。それでは議事を進めさせていただきます。今回の環境安全委員会が13回になります。今の予定ですと年内中に特定廃棄物については埋立てを終了するというような予定でございます。ただ、その後も一般家庭の廃棄物についてはまだ継続することになっています。そういう時期的なことを踏まえまして、ぜひ今日のこの環境安全委員会、3月でまた人事異動で代わるという方もおられると思いますけれども、ぜひ引き継ぎ等をしっかりしていただいて、この環境安全委員会でこれまで議題になっていたことについて、引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

河津：それでは、次第に従いまして議事の方を進めたいと思います。まずは議題（1）の特定廃棄物埋立処分事業の進捗について、事務局より説明をお願いいたします。

西山：環境省福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室長の西山です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。資料1、輸送・埋立の状況等につきまして、ご説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、1ページ目をご覧ください。これまでの実績についてお示ししています。令和5年2月末現在、搬入された廃棄物は累計で265,023袋、輸送台数の延べ台数は53,915台という状況です。埋立ての状況につきましては、上流側は廃棄物層の4層目、5層目、下流側につきましては10層目の埋立てを実施している状況です。令和4年12月には11段目土堰堤の小堰堤部分および進入路の付替整備が完了しているところです。現在11段目土堰堤の本体の施工を行ってまして、この施工完了は8月を見込んでいるところです。

次の2ページ目をご覧ください。上から処分場を撮影したのですが、まず左の方をご覧くださいまして、青く丸印を付けた所が現在上流側で埋立てを行っているエリアになっています。その右、オレンジの丸を付けている所は下流側の埋立てを行っているところです。その右にコの字の形ですが、こちらが11段目の土堰堤でございます。現在施工中です。この11段目の土堰堤については、上流側も含め、埋立地を一周する予定でございます。そのちょうど半分ぐらいの施工が終わっている状況です。

その右をご覧くださいまして、黄色く枠で囲った所がありますが、こちらは土堰堤の法面緑化工事が終わったエリアで、現在10段目の土堰堤までその施工が完了しています。9段目、10段目につきましては今年の春に芽吹く予定で、まだ土の茶色

の状況というところです。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございます。処分場を縦に切った縦断図がございまして、ハッチを掛けた部分が埋立て済みの廃棄物層の部分です。写真①、写真②と2方向から撮影したもので、その写真を下にお示ししています。

4ページ目をご覧ください。埋立実績と埋立計画です。これまでご説明してまいりましたとおり、特定廃棄物の埋立期間、埋立開始から約6年となります令和5年度までの特定廃棄物等の埋立ては、約30万袋を計画しています。令和3年度末には約74%、そして令和4年度末には約90%の埋立てを予定しているところです。以下のグラフでは、令和4年度は令和5年2月末までの実績をお示ししてまいりまして、令和5年度に約30万袋の埋立てを目指しているという状況です。

おめくりいただきまして、5ページ目でございます。前回の環境安全委員会において、搬出中である特定廃棄物の保管場所の状況および搬出終了の時期の見込みを示していただきたいというご指摘がございましたので、今回、5ページ目でその旨、ご説明いたします。お示ししているのは令和5年2月末現在の残りの保管場所でございますが、セメント固型化処理施設も含みまして、全部で10箇所となっている状況です。上から、対策地域内廃棄物等、指定廃棄物という区分で整理してまいりまして、保管場所については上から順番にご説明させていただきます。

まず、大熊町の仮設焼却施設です。こちらからは仮設焼却施設から発生する主灰の搬出を行ってまいりまして、埋立処分施設に持っていく量としては、4,900tを予定しています。こちらについては令和5年8月に搬出を終了する予定です。

次に、がれき仮置場ですが、浪江町請戸仮置場では、がれき処理設備において破碎・選別された後の不燃物残渣について、埋立処分施設には、2,400tの搬出を予定してまいりまして、令和5年10月に終了する予定です。

双葉町、大熊町の不燃物仮置場につきましては、両方合わせて900t搬出予定でございまして、こちらは令和5年7月、富岡町深谷国有林仮置場については、1,000tを予定してまいりまして、こちらは令和5年8月を搬出終了時期として見込んでいます。

次に、指定廃棄物については、自治体廃棄物処理施設4箇所が現在残っている状況で、一般廃棄物由来の指定廃棄物の主灰、飛灰につきましては埋立処分施設に5,000t、固型化処理施設に3,100tの搬出を予定しています。こちらについては令和5年9月に搬出終了を予定しています。

その下、薪ストーブ灰、鳥獣焼却飛灰につきましては、固型化施設に2tの搬出を予定してまいりまして、こちらは令和5年9月に終了予定です。

その下、楢葉町に設置しているセメント固型化施設につきましては、飛灰等をセメント固型化しておりますが、そのセメント固型化物を埋立処分施設に20,600袋搬入する予定でございまして、こちらは令和5年10月に終了する見込みです。

次に6ページ目でございます。作業員の被ばく線量管理について、「1.測定方法」につきましては従前からご説明が変わるものではございませんで、簡単にご説明させていただきますと、埋立処分施設および各保管場所での作業者は、ガラスバッジ線量計と電子ポケット線量計の二つで測定・記録をしてまいりまして、輸送車両の運転

手等は1日毎の被ばく線量を電子ポケット線量計で測定している状況です。

1枚おめくりいただきまして、7ページ目でございます。「2. 測定結果」ということで、埋立作業と詰替・詰込作業の方の被ばく線量でございます。令和3年11月～令和4年10月の測定結果をグラフでお示ししていますが、一番高い方でも0.7mSv未満という状況でございます、多くの方は0～0.1mSv未満という状況です。これらの方につきましては、「5年間につき実効線量が100mSv、かつ、1年間に50mSvより下回る」という要綱（案）の定めを満たしているという状況でございます。

右の表をご覧くださいと、一番右の欄が先ほどご説明させていただいた各線量毎の人数をお示したのですが、埋立て当初から比べるとだいぶ右肩下がりになってきたという状況です。

次に8ページ目でございます。運転者・同乗者の被ばく線量について、こちらについては最大でも0.2mSv未満という状況でございます、その分布はこのグラフにお示したとおりです。埋立て当初からの推移につきましても右の表でお示したとおり、こちらも右肩下がりの傾向が見られるという状況です。

1枚おめくりいただきまして、9ページ目でございます。セメント固型化施設の稼働状況等について、令和5年2月末現在のセメント固型化処理量は累積で102,984t、全体の約86%でございます。この全体というのは、以下のグラフをご覧くださいと思いますが、令和5年度のところにお示ししています12万tというものでございます。

上に戻っていただきまして2ポツ目、1日当たりのセメント固型化処理量は約160tでございます、個数では約118袋です。埋立処分施設への搬出は1日当たり約128袋でございます、令和5年4月以降は1日当たり136袋運搬する予定です。こちらの施設につきましても空間線量率や地下水等のモニタリング調査を実施してまして、これまで測定値に異常が見られていないという状況です。

次に10ページ目でございます。特定廃棄物の輸送における安全対策ということで、前回の環境安全委員会でもご報告しましたが、特定廃棄物の輸送に係る事故の訓練を行ったというものでございます。前回は訓練するまでのご報告でしたが、今回、令和4年11月2日に実施しましたので、その旨のご報告でございます。

「1. 初動訓練の実施概要」でございます。目的が二つございまして、まず一つ目、事故発生時の警察・消防等への連絡方法の再確認、二つ目、現場復旧班による散乱物回収から現場復旧までの作業手順確認です。実施場所は、特定廃棄物保管場所に設置する搬出等工事業者の駐車場でございます。事故・被害の想定としまして、輸送車両が保管場所から特定廃棄物埋立処分施設に向かう途中に、県道の交差点内で一時停止中に後続の一般車両が追突した、その際に廃棄物の入った地盤改良用収納容器1袋が落下しまして、廃棄物の一部が路上に散乱しました。ただ、事故車両は自走可能という設定で訓練を実施させていただきました。

おめくりいただきまして、11ページ目でございます。「2. 実施状況」ということで写真を三つお付けいたしました。一番左、初動対応といたしまして、ダンプの運転手が負傷者の状況確認。その後、周囲を確認。発煙筒および三角停止表示板を設置し、廃棄物周囲は立入禁止テープで立入禁止措置を実施して緊急通報を行うとい

うものです。真ん中の一般車両が右のダンプに追突したという設定でございまして、その車の手前の黒い座布団のような容器が、地盤改良用収納容器です。その左に、少し見えにくいですが、小さく山のように盛り上がったものがございまして、これが落ちた廃棄物を想定して設置したものになっています。

真ん中の写真は、復旧作業前の事前計測ということで、散乱した特定廃棄物の回収作業前に空間線量率を測定し、影響範囲を確認。放射線管理担当者による作業上の注意事項を簡潔に伝達ということを実施しているところです。

最後に右、復旧作業でございまして、落下した地盤改良用収納容器を防災シートで包み、ダンプ荷台に積み込みということで、真ん中に吊上げられているものが落ちた地盤改良用収納容器と流れ出た廃棄物を包んでいるシートになります。

「3. 講評」でございまして。出席者により以下の指摘等があったというところがございます。まず一つ目、事故発生直後の警察等への通報に関する改善ということで、復唱するとか、平易な言葉の使用。例えば、地盤改良用収納容器とか特定廃棄物といった用語を警察・消防の方は聞き慣れないかと思しますので、それを分かりやすく言い換えるとか、そういったところについて改善を図ってはどうか。

二つ目、事故当事者への情報提供ということで、このダンプが特定廃棄物の輸送車両であることなどをお伝えすべきではないか。

三つ目、復旧作業の最終確認方法の改善ということで、散乱した廃棄物の除去作業完了後、通行制限解除を判断するための計測においては、道路の表面の直接計測を追加ということで、訓練ではここの部分を車で通過して、通過した車のタイヤに付着している土等の表面線量率を測るということを行っていましたが、道路自体も直接測ってはどうかといった指摘がありました。

最後に事故現場における追加的な対応の実施ということで、作業責任者の拡声器の使用、現場の記録等の対応をする専門員の配置などについて、講評を頂いたというところです。

こういった講評をいただきまして、受注者の方ではこれに対応するよう必要な措置をマニュアル等に反映させているという状況です。今後、万が一こういった事故が起きても、必要な措置を実施して対応するという予定でございまして。

次に 12 ページ目でございます。埋立地北側ダストモニタの測定再開の時期について、「1. 移設の経緯」ということで、第 10 回の環境安全委員会でご説明させていただいた内容でございまして、埋立地北側のダストモニタについては、北側遮水盛土工事の開始に伴いまして、令和 4 年 4 月に一時撤去をしています。11 段目土堰堤の天端に移設後、測定を再開する計画でございまして、測定再開の時期については、当初、令和 5 年 4 月を予定していました。

「2. 測定再開の時期の見込み」ということでございまして、まず 11 段目土堰堤の工事は、埋立作業工程の変更によって、令和 5 年 8 月頃まで延長する予定となりました。埋立地北側ダストモニタの測定再開は、同年 9 月頃となる見込みでございます。一時撤去の期間中においては、北側ダストモニタ建屋付近において、引き続き大気中の放射性セシウム濃度の月 2 回のバッチ測定を実施する予定です。

その下に、移設の工程案ということでお示ししてございまして、11 段目の土堰堤の

工事が8月末頃までかかる見込みですので、北側ダストモニタの測定を9月頃から予定しているというものでございます。

おめぐりいただきまして、13ページ目でございます。ただ今ご説明させていただきました埋立地北側ダストモニタの移設場所ですとか、放射性セシウム濃度の測定場所について、以下のとおりお示ししています。地図上、四角の青でお示したものが一時撤去以前の設置場所です。下に赤の四角がありますが、こちらが移設を予定している場所でございます。右に緑の菱形がございますけれども、こちらが放射性セシウムの測定をバッチで月2回行っている場所で、その結果を右の表でお示ししています。

令和4年4月から月2回測定していきまして、結果としては全て不検出でございました。地図上、点線がございますが、ここを横から見たものが右下に付けた図でございます。右下の青印の所が一時撤去以前に設置していた場所です。ここが遮水工事を行うため、左の赤の移設場所に持ってくるというものでございます。一時撤去以前の設置場所の北側が、非常に急峻な斜面になっていきまして、ここに移設するのは、安全上、非常に工事が難しいことから、11段目土堰堤の天端に設置させていただくということを、前回、第10回でもご説明させていただいた次第です。

資料1についてのご説明は以上ですが、参考資料2をご覧くださいと思います。特定廃棄物等の処分の流れについて、前回の環境安全委員会におきまして、委員長から中間貯蔵施設、特定廃棄物埋立処分施設、そして現在整備工事中のクリーンセンターふたばという三つの施設に何が行くのかということについて、分かりやすく示して欲しいというご指摘をいただきました。それを踏まえて、この参考資料2という形でご説明させていただきます。

まず一番左に除去土壌等と書かれているものが、福島県内で実施しています除染作業で発生したものの総体でございます。こちらからは土壌・廃棄物が出てまいります。こちらについては可能な限り減容化を行って、中間貯蔵施設に運ばれるというものです。この中間貯蔵施設につきましては、将来的には県外最終処分を予定しているものでございます。

その右の廃棄物につきましては、その下、特定廃棄物は対策地域内廃棄物と指定廃棄物に分かれます。こちらについては、下でございますが、可燃物については可能な限り減容化、焼却等の処理をしています。不燃物については再生利用できるものは再生利用した上で、廃棄物の放射能濃度が10万Bq/kgを超えるか超えないかで行き先が変わります。10万Bq/kgを超えるものは、左の中間貯蔵施設に行きます。10万Bq/kg以下のものにつきましては、その下、発生区域によって行き先が分かれます。具体的には、対策地域内廃棄物等と福島県内の指定廃棄物については特定廃棄物埋立処分施設、クリーンセンターふたばに行くものとしましては双葉郡内におけるインフラ整備等に伴う廃棄物、そして特定復興再生拠点区域の被災建物等解体撤去等に伴う特定廃棄物でございます。まずこれが発生する場所によって分かれるというのが一つ。発生する時期によって行き先が分かれるものとしましては双葉郡8町村の生活ごみでございます。令和9年11月までは特定廃棄物埋立処分施設、令和9年12月以降についてはクリーンセンターふたばを予定しているも

のでございます。

それぞれ何由来かというところで廃棄物等の行き先が変わってくるという整理で、復興事業等を実施させていただいているという状況でございます。資料1関係についてのご説明は以上でございます。

河津：ありがとうございました。それでは、今までの説明についてのご質問やご意見等がございましたらお願いしたいと思います。ぜひ遠慮なく、分からないようなところがありましたら質問していただければと思いますので、よろしくお願いします。いかがでしょうか。では、植頭委員、お願いします。

植頭：安全対策ということで、この訓練に参加させていただきました。非常に緊張感を持たれた訓練で、出来も良かったと思います。

それで、特筆すべきことは、平成29年11月の輸送開始以降、廃棄物の流出や人身事故が発生していないという点だと思うのです。国土交通省が自動車輸送統計という統計を出していきまして、輸送業務をやっている車でどのぐらいの重大事故の発生があるかというデータなのですけれども、1億km当たり重大事故が4,315件。この数字はどういうことかということ、10万kmで4件ぐらいなのです。冒頭、延べ台数というのがあって、車両が53,000台もあったということなので、この車両が例えば往復で2km、2kmというわけではないでしょうけれども、そうすると大体10万kmの数字になるわけです。そこで重大事故が4件発生しているというのが、日本の今の状況です。

それに比べて圧倒的に少ないので、輸送距離も2kmということは多分ないと思いますから、これからできればそういうしっかりやってきたことを伸ばしてもらいたいと思っています。今、安全工学の中でもレジリエンス工学といって弾性、しなやかさを持った安全工学というのが今はやっていて、Safety-Iだと事故を摘み取っていく、Safety-IIだとそれをもう少し発展させて成功事例を伸ばしていくという、それが今のはやりです。ですから、この成功事例はすごく大きいと思うので、ぜひいいことは伸ばして行ってあげて、可視化して、国土交通省の統計などと比べて重大事故の発生率が著しく低いことを、ドライバーに知らせてやってください。お願いします。

河津：ありがとうございました。安全性について、しっかりやられているというようなご意見だったと思います。これに関して環境省から何かコメントはありますか。

西山：ご指摘ありがとうございました。まさにこれまでわれわれが特定廃棄物の輸送において、廃棄物の流出とか人身事故を発生させていないというところについて、非常に重要なご指摘を頂いたと思っています。引き続き、令和5年11月まで時間があることから、こういったところについて、ドライバーの方にも引き続き安全への意識を強く持っていただくよう、われわれとしても取り組みを進めたいと思います。ありがとうございました。

河津：ぜひお願いしたいと思います。この事業に限らず、環境省もいろいろ事業を抱えているので、ぜひそういうところに水平展開されるといいかと思うので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。阿久津委員、お願いします。

阿久津：今の点で、訓練に参加した方々というのは、どのような方々が何人ぐらい参加したのかをお聞かせ願いたいと思います。

河津：はい。それでは環境省、お願いします。

香田：ご質問ありがとうございます。環境省福島地方環境事務所で廃棄物対策企画官をしております香田でございます。今のご指摘、何人ぐらいというのは、環境省側というイメージでよろしいですか。それとも事業者も含めてというようなイメージでのお尋ねでしょうか。

阿久津：作業する人が参加するのが一番だと思うのですが、その辺がちょっとこの資料では見えなかったもので、どういう方々がどのくらい参加したのか。

香田：ありがとうございます。まず事業者の側でございますけれども、まさにダンプの運転手とか、一般の車両の運転手も模擬的にやらせていただいているので事業者の職員になりますけれども、正確な人数が今手元にないのですが、ざっくりとしたイメージで申し上げますと、総じて 20～30 人ぐらいの作業員がこの場にいたのではないかと思います。廃棄物の回収に当たって作業を行うクレーンの操縦員ですとか、あるいは廃棄物について空間線量率を測定する人間も複数名配置しておりましたので、20～30 名ぐらいの作業員がそこにおられたのではないかと記憶しております。出席者より講評したということが資料の講評のところに書いてございますけれども、環境省の側、そして先ほどありましたけれども植頭委員も含めて有識者の方にご参加いただいてコメントを頂くという形で、環境省の側、関係者の側としても結構な人数がいたように思います。ですので、結構大がかりな訓練をさせていただいて、まさに一般の道路でこういった事象が発生したときの全ての工程を確認させていただいているというような次第でございます。

河津：はい。いかがでしょうか。どうぞ。

阿久津：お聞きした関係では主催者側が多かったように聞こえてきたのですが、実際はこの作業に当たる人が訓練に参加して、どんな感じだと事故を想定するのが一番いいのではないかと考えたのですけれども、その辺が今の説明ではちょっと足りないのかなという気がしました。

香田：ありがとうございます。訓練の様子を見ている環境省の関係者は一定の人数がおりまして、一方、現場で動いている作業員というのはそれぞれ役割を担って、あとはそこからの連絡先ですね。例えば運行管理をさせていただいていますので、運行管理のシステムを見ている人間なども含めて、緊張感を持って、事故時のマニュアルどおりに動くことができるかということを確認させていただいているので、確かにわれわれの方で確認させていただいている者の人数はそれなりの人数いたかもしれませんけれども、だからといって、緊張感なく事業者が訓練をしていたということではないということは、ここで申し上げておきたいと思います。

河津：要は現場の方に訓練をいかに反映させるといいますか、そのポイントだと思います。ですから、どういうふうに関わられたことが現場の方に実際に分かって広がっていくのか、その辺を説明していただければいいのだと思います。

香田：ありがとうございます。失礼いたしました。そうした意味では、西山の方からも説明がありましたけれども、出席者の方から、中には反省すべきことも含めて現場で

講評、コメントを頂いたことに関しては、ここで参加していた者に限らず環境省の監督員の方から事業者に対して伝えて、その事業者において事故時の対応というのは、統一的な動き方を定めた文書とかマニュアルのようなものがそれぞれ存在しておりますけれども、そこに反映させるような指示は送らせていただいているところでございます。従って、現場で参加していた作業員だけがこの反省点を持っているというわけではもちろんなくて、むしろその中でわれわれ環境省の方でも気付かされることがありましたし、事業者の中でも適切に周知を図っていただいているというところでございます。

河津：はい。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。斎藤委員、お願いします。

斎藤：福島県の斎藤でございます。よろしく申し上げます。何点かお聞きしたいことがありますので、パートごとに区切って質問させていただきたいと思っております。

冒頭、委員長からもお話がありましたとおり、本年11月で特定廃棄物の埋立てにつきましては完了する、当初の約束どおり行っていただけであるということで、これまで大きな事故等もなく順調に事業が進んでいると理解しているところでございます。これまでのご尽力につきまして、まず感謝を申し上げたいと思っております。ご質問なのですが、生活ごみにつきましては、今後4年間継続するという計画になっていますけれども、特定廃棄物の埋立完了時点、今年11月になりますが、その時点で施設の容量はどのくらい残されているのか、そこを教えていただきたいというのと、あと、現在、生活ごみにつきましては、年間どれくらい処分がなされているのか。そのペースで推移した場合、令和9年まで残容量が確保されているのか、その辺を教えていただきたいということと、処理の仕方でございますが、生活ごみについては焼却施設で焼却した後、主灰を不燃物の間詰め材として、ご説明がありました地盤改良用収納容器に封入して埋立てをしているとお伺いしておりました。特定廃棄物の埋立てが終わった後の生活ごみの主灰については、どのような形で埋立てを行う予定なのか、その辺を教えていただければと思います。

河津：それでは、事務局からお願いします。

西山：ご質問ありがとうございます。まず、令和5年11月以降の双葉郡8町村の生活ごみについて、残容量ということでご質問をいただきました。これについては下流側で約1,000袋、上流側で10,000袋程度の残余は見込んでいるところですが、今後、埋立て自体は令和5年11月まで続きますので、その状況によっては変わり得る数字だと考えています。1年当たりの双葉郡8町村生活ごみの量は1,000袋程度でございますので、4年という期間での容量という意味では確保できているところと見ています。

その処理の方針については、現在は地盤改良用収納容器に詰めて北部衛生センターから搬出しているという状況ではございますが、令和5年11月以降のやり方については、現在、環境省内でも相談しているという状況でございます。

斎藤：ありがとうございます。そうすると、残容量的にはかなり余っているということで、この期限が来ると容量は余っているけれども埋立処分施設での埋立作業は終了するというところでよろしいのでしょうか。

河津：環境省、いかがでしょうか。

西山：現時点では、容量というよりは、対象物で地元とお約束の上、埋立処分事業を実施させていただいているという認識ですので、平成 29 年 11 月からの約 6 年間の特定廃棄物の埋立てと、その後の約 4 年間の双葉郡 8 町村の生活ごみを入れるというところが、特定廃棄物埋立処分施設を活用しての事業の目的だと考えているところです。

河津：いかがでしょうか。ちょっと確認ですけれども、今の 11 月というのは、6 年程度というような言葉を使われましたけれども、実際に 11 月までと考えていいのですか。

西山：これまで、環境省といたしましては約 6 年ということで地元とお約束をさせていただいて事業を実施してきたというのが実際のところでございます。先ほど資料 1 の 5 ページ目でお示しましたが、今見えている特定廃棄物の埋立て、搬出が終了する時期と埋立てを完了する時期というのは、搬出した廃棄物の埋立作業は基本的には 1 日でできるので、ずれはないと思っているところ、事業の状況としてはこのような搬出の終了時期を見込んでいるというところでございます。いずれにしても約 6 年がぴったり令和 5 年 11 月という形で、われわれからはお示ししたことはないというふうに記憶してございます。

河津：ということは、協定での話になるかと思うのですけれども、そこは多分、国と地元と県とで、またその辺を調整する可能性は残っているということなのですか。

西山：ご質問ありがとうございます。可能性としてはもちろんゼロではないと考えていますが、仮に 5 ページ目にお示した期限で計画どおり搬入できるのであれば、そういったものは特段不要ではないかと環境省としては考えています。

河津：ありがとうございます。それに関して何かご質問やご意見等ありましたら。よろしいですか。ここは環境安全委員会とちょっと離れるような部分だと思いますけれども、あとは協定上で地元との話し合いだと思いますので、その辺は別に検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。

斎藤：何点かご質問させていただきたいと思います。5 ページの指定廃棄物のところに薪ストーブ灰と鳥獣焼却飛灰というものがありますけれども、この灰の放射能濃度は、当然、指定廃棄物になっているので、8,000Bq/kg を超えると思うのですけれども、これがどのくらいになっているのかを教えてくださいたいのと、固型化施設に入るのが 2 t と、量的には少ないですが、固型化施設につきましても今年度の処理を終えますと施設の解体というようなことも伺っております。今後、このストーブ灰とか鳥獣焼却飛灰については、どんどん濃度が低くなっていくので指定廃棄物にならないというような理解でよろしいのか、セメント固型化施設がなくなってしまうので、その辺の兼ね合いをどうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

河津：環境省、お願いいたします。

香田：ご質問ありがとうございます。まず 1 点目にお尋ねの、大体どれぐらいの濃度で指定されているのかという件でございますが、特定の自治体から指定申請をいただいて薪ストーブ灰を指定しているものに関しては、9,000～10,000Bq/kg ぐらいのものが指定されています。2 月末現在、この 2 t の中に入っているものについても、基本、9 千数百 Bq/kg ぐらいのものが指定されている状況でございます。

もう一つ鳥獣焼却飛灰に関して、これは正直、濃度が高いものでして、一部には中間貯蔵施設に行くレベルの指定廃棄物、すなわち 10 万 Bq/kg というラインを超えてくるものとして指定しているものもございます。さらに低いものがある、低いものといっても 5 万 Bq/kg というものも出てくるケースがございます。

これは放射能濃度の情報に関してお示ししているところでございますが、もう一つ、今、委員からご指摘がありましたセメント固型化施設が閉まるところとの兼ね合いに関しては、セメント固型化施設の運営というのが、一番下の行にありますとおり令和 5 年 10 月で運営を終了して、セメント固型化物に関してはその後搬出することになりますけれども、それ以降、セメント固型化をいかなる形で行うかということについては、現状、内部で検討させていただいているところでございまして、今ここで明確にお示しできるものではございませんけれども、ひとまずそういった状況でございます。

河津：よろしいですか。固型化施設については、また施設を造るようなこともあり得ることなのか。

馬場：それも含めて検討中ということでございます。

河津：ありがとうございます。他にいかがでしょう。斎藤委員、他にありますか。

斎藤：すみません、私ばかり恐縮なのですが、もう 1 点お聞かせいただければと思います。

これまで何度かこの委員会の方でも発言させていただいた内容と同様なのですが、今年度で特定廃棄物の埋立てが終了するというようなターニングポイントになっております。そこに向けて県内の指定廃棄物（の申請）に漏れがないのか、その辺を十分 PR をして、約束どおり 11 月、その辺は明確ではないというようなお話もありましたけれども、約束の期限までに埋立処分が完了できるように県内での周知、PCB 廃棄物等の話もありますので、漏れがないように取り組みを進めるのが大事なのではないかなと思っておりました。前回の委員会に関係団体の方にご通知を差し上げるというような話もありましたけれども、今後もっとその辺の PR を強化していくお考えがあるのか、今までの取り組み状況も含めましてお尋ねしたいと思うのですが。

香田：ご質問ありがとうございます。前回の委員会では私の方から、今、委員がおっしゃったように、関係する方々に情報提供なり周知なりさせていただきたい旨、お話をさせていただきました。それ以降、福島県庁の産業廃棄物課さんにご協力いただいて周知をさせていただいているほか、福島県内の産廃業者さんの団体を通じて、産廃業者さんに限らず、その産廃業者さんとお付き合いのある各種事業者さんにも情報提供をお願いしたい旨、ご協力をお願いさせていただくというようなことは、やらせていただいているところでございます。その因果関係を突き詰めて、その周知があったから、われわれの方にご相談いただいているのかということの背景を細かく聞いているわけではないですけれども、そういった情報提供を見たのでこういったものを持っているけれどもどうなのかということを経済省の方にご相談をいただいているケースというのは、肌感覚としてございます。

まず実績として、指定廃棄物の申請件数については年々減ってきているのが現状でございまして、その中で、今、委員がおっしゃった、いかなる形でさらに掘り起こ

しを進めていくのかということについては、年度が明けて、今年度秋にお約束させていただいている期限が来るということでもありますので、さらなる周知、どういったところに周知していったら良いのかということ、また鋭意、不断の検討をさせていただきたいと思っています。

過去5年間の指定廃棄物の発生状況を見ますと、その中でも帰還困難区域外、旧エコテックの方にお世話になる指定廃棄物の件数というのは、2月末の時点で今年度は23件指定させていただいております。その中でも汚泥ですとか、あるいは先ほど話題になった焼却灰、そういった多くのものは23件の中で品目上網羅されております。その中でそれ以外の業の方々に対してどういうふうにアプローチしていくのかということについては、引き続きわれわれとしてもやり方は検討させていただきたいと思っています。

河津：はい。よろしいですか。

斎藤：残された期間はあと半年くらいというような状況に迫っておりますので、その辺につきましては早めによりきつとした情報提供、PRさせていただいて、約束の期限が守られるように取り組みを進めていただければと思います。

河津：はい。それでは環境省、その辺をよろしくお願いします。

香田：はい、ありがとうございます。

河津：他にいかがでしょうか。はい、お願いいたします。猪狩委員。

猪狩：上繁岡行政区の猪狩でございます。輸送車両の搬入路の運用ですとか安全確保については、ここの場所の議題でよろしいですか。

河津：結構です。どんどんおっしゃってください。

猪狩：実はたまたま昨日、国道6号線から、丁字路から廃棄物、田んぼの真ん中の道路です。処分場に行く道路を一般の住民の方が通ったのですが、「ここは環境省の専用道路なので、通ってはいけません」というふうに言われたという方がいて、どうしてだろうということ昨日住民の方から質問があって、「いやいや、そうではないですよ」というお話はしたのですが、立哨されている誘導員の方は、ポイントは不明なのですが、その方にそういうふうな話を言われたということで、日にちも不明確で、今月、3月に入ってから、その方のお客さんがここを通っては駄目だと言われたということなので、運用の方を徹底いただきたいと思います。季節柄といいますか、田植えに向けて代掻きですとか忙しくなってきますし、農家の車もいっぱい通ります。春だけではないのかもしれませんが、その辺の運用の方を徹底いただきたいと思います。以上でございます。

河津：はい、ありがとうございました。環境省、いかがですか。基本的に専用道路というのはないですね。

香田：ご質問ありがとうございます。また、ご迷惑をおかけしたということであれば、大変申し訳ございません。委員長にご指摘いただいたとおりですし、委員からもお話がありましたけれども、決してわれわれ専用でその道路を使っていることはありません。というよりも、むしろわれわれはその道路を使わせていただいているという関係でございますので、そこをわれわれの車しか通ってはいけないという運用をしているわけでは決しませんので、

事実関係も含めて確認をして、周知・指導させていただきたいと思います。

河津：よろしいでしょうか。ぜひお願いいたします。住民の方に迷惑がかかるということは趣旨からしてちょっとおかしな話ですので、その辺はひとつ徹底の方をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。取りあえずよろしいでしょうか。それではまた最後に戻っても結構ですので、議題（１）についての審議はこれで終わらせていただきます。

河津：次に議題（２）の環境モニタリングの結果について、事務局から説明をお願いします。

西山：続きましてモニタリング調査結果について、資料2-1を用いてご説明させていただきます。こちらは令和4年4月～9月の間のデータということでご了解いただければと思います。

おめくりいただきまして、各ページの右下に小さく数字の番号が振ってございまして、まず3ページ目でございますけれども、敷地境界の空間線量率を調査している地点をお示ししています。その下の4ページ目において調査結果をお示ししています、こちらをご覧いただければ分かりますとおり、異常な上昇等は見られていないという状況です。

隣の5ページ目は、埋立地周囲の地点における測定です。これについても大きな変動はございませんけれども、B地点については廃棄物埋立てに伴う変動、D地点については土壌層敷設等に伴う変動が見られているという状況でございます。

おめくりいただきまして、7ページ目でございます。大気浮遊じん中の放射能濃度ですけれども、全てNDという結果が、処分場内、そして8ページ目、下でございますけれども沿道において観測されているという状況です。

9ページ目につきましては、松葉中の放射能濃度でございます。これについても10ページ目にグラフで経年的な数値をお示ししていますが、右肩下がりになってきているという状況でございます。

おめくりいただきまして、11ページ目、河川水中の放射能濃度でございます。こちらについては今回の期間の測定結果全てNDという状況でございます。また、その下、河川水のふっ素・ほう素濃度については、今回の期間全て環境基準を下回っているという状況でございます。

13ページ目で、こちらについては河川底質の放射能濃度でございます。その結果を14ページ目にお示しさせていただきました。地点①については、少し右肩に上がっているという状況ではございますが、前回の環境安全委員会でも口頭でご説明させていただきましたとおり、ここについては河床が岩盤となっていて、岩盤上にたまっている土を採取して測っているというものでございます。これについては水の流れによって入れ替わりが激しいことから、周囲の林の土壌による影響があると考えているところでございます。

おめくりいただきまして、15ページ目、表土中の放射能濃度でございます。測定値については15ページ目にお示ししています、結果を16ページ目にお示しています。こちらについても異常な変動、上昇は見られていないという状況でございます。

す。

同じく 17 ページ目、18 ページ目において、沿道の表土中の放射能濃度をお示ししたものでございます。こちらについても特異的な変動等は見られていないという結果でございます。

おめくりいただきまして、19 ページ目、腐植性分中の放射能濃度でございまして、その調査地点をお示ししています。結果は 20 ページ目にお示してございまして、令和 4 年度中においては異常な値というのは見られていないという状況です。

21 ページ目が、採取時期によって、5 月、8 月にそれぞれに分けたものになっています。その下が 11 月・12 月と続いてございます。

おめくりいただきまして、23 ページ目、植物（ヨモギ）中の放射能濃度でございまして。前回の環境安全委員会において、地点の移動およびこれまで測定していた箇所の継続的なモニタリングというものについてご議論いただきまして、今回、23 ページ目におきまして、これまで測っていた地点を前・地点③、これから測定する場所を地点③と書かせていただきました。

24 ページ目をご覧ください。令和 4 年度中において前・地点③、従前の地点③として測定していた場所におけるヨモギ中の放射能濃度が、また大きな変動があったというような状況でございます。25 ページ目は、それを季節ごとに分けたものでございまして、データとしては同じものになってございます。

26 ページ目について、先ほど口頭でご説明させていただいた地点③の状況を、改めてご説明させていただきます。従前の調査地点③、これは前・地点③と名称を付けさせていただきましたが、植物（ヨモギ・ススキ）中の放射能濃度は、採取場所周辺の状況や土壌の性状が影響して、調査結果に大きく変動が見られた、これは従前ご説明させていただいた内容です。このため、令和 5 年度以降は、埋立処分施設からの影響をモニタリングするため、この地点周辺での代表性を有する場所、モニタリングフィールド南側の展望スペース、下の写真をご覧いただければと思いますが、ピンクで丸を打った所が従前の調査地点（前・地点③）でございまして、その下、南側になってございますけれども、変更後の調査地点ということで、こちらを地点③、赤枠の部分になります、こちらに調査地点を変更する、なお、従前の調査地点（前・地点③）についても継続してモニタリングを行う、と整理をさせていただきました。

繰り返しにはなりますが、特定廃棄物埋立処分施設からの影響を見るという意味での地点③は、赤枠の方に変更させていただくというものでございます。

おめくりいただきまして、27 ページ目でございます。地下水中の放射能濃度の連続測定でございまして、28 ページ目にその結果をお示ししてございます。この期間の測定については異常が見られていないという状況でございます。

29 ページ目、大気中の放射能濃度でございます。結果を 30 ページ目にお示ししてございます。結果については異常が見られなかったものの、前回の環境安全委員会でご報告させていただきましたとおり、業務棟のダストモニタにつきましては 7 月 8 日から 28 日の間、欠測となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。その部分について、その旨記載してございます。

31 ページ目、空間線量率の連続測定でございまして、その結果を 32 ページにお示ししています。こちらについては、特段異常は見られていないというものでございます。

最後、33 ページ目でございますけれども、モニタリングを実施している地点と敷地境界における空間線量率を再掲させていただいたものになっています。資料 2-1 についてのご説明は以上でございます。

次、資料 2-2「環境モニタリング調査の分析実施状況確認調査について」でございます。1 枚紙の資料 2-2 をご覧ください。こちらにつきましては環境モニタリング調査、先ほど資料 2-1 を用いてご説明させていただきましたが、その品質を確保し、調査結果の信頼性を高めるための取り組みとして、環境モニタリング調査業務に係る分析作業等が適切に実施されているかを確認するというところを行わせていただきました。結論から申し上げますと、分析業務につきましては適切に行われていることを確認させていただいたところでございます。

実施日は令和 4 年 12 月 23 日、参加人数 5 名、有識者 2 名および環境省の職員が参加しています。

調査報告といたしましては、書面確認がございまして、前年度指摘事項への対応状況、外部・内部精度管理および点検記録、分析業者における品質確保の取り組み、実地確認といたしまして、測定用試料・標準物質・試薬の保管状況、分析作業実施状況等を確認したというものでございます。

こちらについての講評でございます。全体的に必要な精度管理が実施されており、分析結果の評価もなされていた。外部精度管理では、一部の技能試験項目で実際の濃度との乖離が見られたものの、特定廃棄物埋立処分施設に係るモニタリングには影響がない事象であることを確認しました。この濃度の乖離については、原因究明の後、分析手法の改善を行ったところでございます。品質責任者が定期的に手順書どおりに作業が行われているかを直接確認する取り組みが行われていました。理想的な作業手順を確認・共有しながら、取り組みを継続していただきたいという講評をいただいているところでございます。

以上、資料 2-1、2-2 を用いてモニタリングの状況等についてご説明させていただきました。

河津：どうもありがとうございました。それではただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問を含めまして、ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では、植頭委員、お願いします。

植頭：これは補足といいますか、14 ページで地点①の青い丸が上昇傾向にあるような感じがしているので、このデータと比べる必要があるのが、河川水の放射能濃度です。要は、施設から放射性物質が流出してこの底質の部分にたまっているとすれば、ここの河川水の放射能濃度、それから放出、水のところも当然、放射能濃度の値が上がってくるので、11 ページが重要になってくると思います。

今回、事務局からも報告があったように、ここの部分の底質というのが実際の底にたまっている物質というよりも、周りから砂が入ってきてしまって、その砂に事故のときに飛んできたセシウムが含まれると思われれます。施設から出てきている水に

は含まれていない。それで底質の部分だけが上がっているというところがあるので、これを見て施設から何か出ているのではないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、その因果関係は見出だせないと思っています。

それから 25 ページのヨモギです。前回の委員会の中でも低ければいいのかという話があったと思うのですけれども、これは代表的な数値を見たいと思っています。要は、7 ページにある例えば大気浮遊じん。これは施設から、放射性物質が飛散するとすれば、大気浮遊じんの、7 ページのデータが有意になってきます。それが有意になっていないということと、ヨモギの放射能濃度がこういうふうに 1 箇所だけ高いというのは因果関係としては薄くて、東電福島第一原子力発電所の事故のときに放射性物質がこの地点を通過して、それが地面に落ち、それがヨモギの下の土の部分にもあるのではないかというふうに思っています。

それで、施設からの影響を見たいわけですので、毎回変動するようなところ、取った株によって高かったり低かったりしていると、施設の影響なのかどうか分からないので、今回、無理を言って、施設からの影響を見るにふさわしい、変動が少ない所の株を取ることです。決して低い所とか少なく見積もるためにそうやっているわけではないので、その部分は補足しておきます。以上です。

河津：ありがとうございます。この内容については、いわゆるアドバイザリー委員会ですか、これがいろいろ検討されているということで、植頭委員が委員長をやっているものですから、その中での議論の話だと思います。補足ありがとうございます。他に伺いますか、何か質問はあるでしょうか。ちょっと私が感じたのが、ヨモギについては季節変動がちょっと、明らかに 8 月が高い。8 月が高くてその他が低いということもありますので、これは処分場からの影響というよりも、何か季節的な変動が近くで起きているのかなという感じがします。この辺はいずれ、継続的に測定するということですので、その辺はまた、これはアドバイザリー委員会の中でも議論していただければと思いますけれども周辺の影響、その辺と季節変動というのが、どの辺のメカニズムになっているのかというのは検討していただければ伺いますか、やっていただければという感じが私自身はしています。

植頭：季節によって違ってくるのは、植物だけではなくて動物もそうなのですが、成長が著しい段階は取り込みが非常に早い、そして代謝も大きいということがあるので、ヨモギの場合、5 月よりも 8 月、夏の頃にぐっと成長していくというところが影響していると思われま。

河津：はい、ありがとうございます。いずれにしても他の地点のヨモギは低くて、8 月に特に変動がないというようなこともデータ上出ているので、その辺も検討していただければというか、何か知見があればということで。食べ物と違ってこういった草についてはあまり研究事例がないとよくいわれていますので、逆にどこかの専門家にでも話が聞ければなという感じがしています。いかがでしょうか。では、斎藤委員、お願いします。

斎藤：福島県の斎藤です。14 ページ、今、植頭副委員長からお話がありましたけれども、地点①が上昇傾向にあるというようなデータになっています。先ほど副委員長の方から土壌流出の可能性が高いというようなお話もありましたけれども、他の地点で

は特段有意な変動が見られていないというような状況があるので、土壌流出という大雨が降ったり台風が来たりとかいろいろあると思うのですけれども、同じ時期にそれぞれの地点を測っているのか、この地点①だけ土壌流出が原因なのであれば、土壌が流出しやすい地点なのかどうなのか、その辺のバックグラウンドなど、状況が分かればと思うのですけれども、何かお答えできるものはあるでしょうか。

有馬：環境省の有馬と申します。

河津：はい、お願いします。

有馬：まず上昇傾向にあるというのは、こちらのデータはそうなのですが、他の地点も含めて同じ時期に測っているのかどうかということにつきましては、参考資料1の2ページの方に調査年月日を表示しておりまして、その17番、河川底質についてはこちらをご覧くださいましたら分かる通り、6月については27日の1日だけ、それから8月につきましても26日の1日だけで、基本的に1日もしくは2日にわたるような形でこれまで採取していますので、各地点で時期のばらつきがあるということはありません。仮に2日にわたった場合でも大雨のときに測るとかそういったことはありませんので、基本的にばらつきはないという様にお考えいただければと思います。

それから調査地点①だけ雨が降ったときに周りの土壌が入り込んで、値が上がる要因となっているかどうかということにつきましては、最初の説明でも申し上げましたが地点①は樹林がかなり生い茂っている所で、腐植成分も、常緑樹と落葉樹の混交林ですけれども、それらの腐植物がかなり流れ込むような地点でございますので、それらの放射能濃度が高いということは言えるかと思えます。

その地点の写真が先ほどの参考資料1の35ページに、左上に調査地点①というところがございますが、周りにはかなり樹林とかがあって、その下に泥岩・砂岩の岩が露出しているような所で、その隙間に、比較的大きな粒径の砂分が浅くたまっているというような状況ですので、大雨が降ったときに下が岩で流速とかも大雨が降ると速いので、大雨のときには一部もしくは全部が入れ替わるというような河川の状態だと考えております。

植頭：それから、実はこの8月のデータは、他のところも高い傾向が見られていたのです。14ページですけれども、四角の黄色い地点③と青いバツの地点⑦も上昇している傾向が見られています。だから比較的、この前あたりに雨が降った可能性等々もあって、流出が結構あるのかなと思っています。地点⑦は随分下流側で全然違う所で、比較対照地点ですけれども、そういう所でも値が上がっているということをお伝えしておきます。

河津：ありがとうございます。底質自体はかなりばらつきがあるのかなと、すごく感じるのですね。逆に言うと、例えばこの河川に限らず、県の中でもいろいろな河川を測定していると思いますので、その辺の底質のばらつきの具合といいますかその辺を見ると、もう少し見えるところが出てくるのかなと。その辺を検討してもらえればと思います。

他にいかがでしょうか。何でも結構ですので、ちょっとこの辺が分からないとか、こういう言葉が分からないとかでも結構ですので。なかなか細かいところで専門的

な話になってしまうと難しいかと思えますけれども、普段感じていることでも結構ですので、何かモニタリングに関してありましたら。いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは次に移らせていただいて、最後にまたトータルのにやりますから、お話をさせていただくということで。

河津：続きまして議題（3）特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」の利用状況等について事務局の方から説明をお願いします。

西山：資料3「特定廃棄物埋立情報館『リプルンふくしま』について」に基づいてご説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、1ページ目でございます。運営実績といたしまして、令和5年2月末現在で来館者の累計は68,622名でございます。令和4年度を通しますと平均約35人/日という状況でございます。埋立処分施設の見学者数といたしましては6,598名、来館団体数といたしましては1,969団体にお越しいただいたという状況でございます。来館者の推移につきまして、以下の棒グラフでお示ししております。

右の写真ですけれども、「のぼりデザインコンテスト」というものを実施しまして、リプルンふくしまをPRするためののぼりにつきましてデザインの公募をいたしました。全国からさまざまな応募をいただきまして、そのうちの優秀作品についてはこのような形で実際に小さいのぼりを作りました。手前の三つの最優秀賞につきましては、実際のサイズでのぼりを作らせていただいています。また、「冬のイベント」「オーガニックコットンプログラム」というものも開催いたしまして、浜通り地域を中心に多くの方にご参加いただいているところでございます。

2ページ目でございます。体験活動を通じた地域の子どもたちとの交流ということで、まず左でございますけれども、モニタリングフィールドでの自然観察ということで富岡小学校、楡葉小学校の皆さまにお越しいただきました。4年生理科の「季節毎の自然観察」の授業でご利用いただきまして、「福島県もりの案内人」の資格を保有しているスタッフが案内をさせていただいたところです。

右でございますけれども、下半期は「ならはっ子こども教室」というところと、2月16日に「なみえ創成小学校出前授業」というところで、リプルンふくしまのスタッフが現場の方に出向きまして交流をさせていただいたという状況でございます。左下、地域イベントに参加ということで、11月12日に「富岡町えびす講市」、同日「ならSUNフェス」の方に、リプルンふくしまとしてブースを設けて展示をさせていただいております。

また、右でございます、「地域のこれから」等の展示を更新ということで、リプルンふくしまの中にある展示を一部新しくさせていただきました。具体的には、「地域のこれから」とお示しさせていただいているブースがあるのですが、そこで各町の状況をお示ししているパネルがございました。これにつきましては開館当初からずっと変わっていませんでしたので、今回、この部分につきまして、随時変更ができるようパネルの方を変更させていただいた、具体的には紙を挟むことによってパネルの更新ができるようになったという状況でございます。またその右、「放射線

測定器ハンズオン」ということで、これまでも展示していましたが測定機器につきまして、より分かりやすく皆さまにお伝えすべくブースの方を変更させていただいたというものでございます。

左下でございます。モニタリング展を開催ということで、3月10日から12日の3日間、震災後、航空機モニタリングで使用された無人ヘリの展示や、大型ドローンの操縦体験など、さまざまなモニタリング機器の展示等を行いまして270名の方々にご来館いただいたという状況でございます。

これからも環境省といたしましてはこの特定廃棄物埋立処分事業のご理解を地域に深めさせていただくため、リプルンふくしまの運営を行っていきたくと考えているところでございます。資料3のご説明は以上でございます。

河津：ありがとうございます。それでは、ただ今の資料3の説明についてご質問、ご意見等ございましたら、要望も含めて結構ですので、いかがでしょうか。だいぶ利用されている方、見学者も随分増えているなという感じがしていますけれども、地元からもう少しこんなことをやってほしいとかというご要望がございましたら。いかがでしょうか。はい、お願いします。

植頭：リプルンについては随分ここでいろいろなイベントをやっていただいて、非常に来館者も多く、丁寧なご対応ありがとうございます。それで、ちょっと帰る際に、皆さん会場を出てもらって左側にメダカが飼われているのですけれども、それは処分場から下の川の水を取ってきて、その水の中にメダカがいて、すくすくと育っていますので、そういうところもしっかりアピールしてもらって、きちんと放出水の中でもメダカが生きている、環境に配慮したことをやっていますというところもご理解いただければいいかなと思っています。

河津：ありがとうございます。いろいろな利用方法があるかと思しますので、アピールも含めてですね。他にいかがでしょうか。

私がちょっと気になったのは、大熊の方からずっと南下してきて、看板がよく見えなかったというのは、リプルン創設当時から確か話題があったかと思うのですけれども、場所がちょっと、看板がないので非常に見づらいのですよね。ふとすると通り過ぎてしまうというようなことがあったのですけれども、いろいろ制約があるという話も聞いていますけれども、その辺、その後、何か変化みたいなものはありますか。

西山：ご指摘ありがとうございます。南下していらっしゃったということなのですが、一応、看板自体はあるのですが草木が生い茂って見えていないというのが現状でございます。まずは看板の在り方といったところもリプルンふくしまの運営において非常に重要なポイントだと改めて認識させていただきましたので、引き続き看板については対応を検討したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

河津：はい。何か良い方法がありましたら。通っていくと、ぱっと見たら「ああ、ここだ」というような感じだったものですから、ちょっと気になりました。

他にいかがでしょうか、何か。何でも結構ですので。はい、どうぞ、田中委員、お願いします。

田中：私は富岡町なのですが、リプルンふくしまは最初何をやっているのか、何をしてい

るのかなというように感じて、町民にもまだ知らない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。それでちょっと気になったのですが、埋立てが終わると、ここもなくなってしまうのでしょうか。また、ずっとこういう展示場は続けていくのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

河津：それではお願いします。

西山：ご質問ありがとうございます。埋立て自体、特定廃棄物の埋立ては令和5年11月というお話が冒頭ありましたが、その後も特定廃棄物の埋立事業自体はございますので、少なくともその間についてはリプルンふくしまの運営は考えているところでございます。またその後、最終処分場をどう管理していくかということもございますけれども、リプルンふくしまでの情報発信というのは引き続きある程度必要になってくると思っております、現時点では予算の都合であったり、そういった制約があるので、この場で明言というのは難しいところではございますけれども、環境省といたしましては、これまで特定廃棄物の埋立てを行ってきたというところについての情報発信は、引き続き継続してやっていきたいと考えているところでございます。

河津：ありがとうございました。どうぞ。

田中：ありがとうございます。せっかくできた施設ですので、できればずっと続けていただけたらいいのではないかなというのが気持ちです。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

河津：ぜひ環境省の方も地元根差した、PRを含めて、また実際に住民の方がうまく利用できるような施設に変わっていくといいのかなと思いますので、その辺をぜひ考えていただければと思います。他にいかがでしょうか。

西山：すみません、先ほど田中委員から頂いたご指摘はわれわれとしても非常にありがたいと思っております、地元の皆さまに受け入れていただく施設を目指していくべきだというふうな考えているところ、ある意味長く運営していただきたいというご要望はわれわれも非常にありがたいと思っておりますので、また環境安全委員会ですとか別の機会にでもそういったお声を引き続き頂ければと思っております。ありがとうございました。

河津：他にいかがでしょうか。町からは特によろしいですか。委員の方、他によろしいでしょうか。それでは、時間が予定より少し早いのですが、全体的にもよろしいですか。どうぞ。

斎藤：福島県の斎藤です。何回もすみません。資料1に戻らせていただきたいのですが、ちょっと細かい点で恐縮なのですが、教えてほしいのですが、5ページの指定廃棄物で固型化処理施設に今後運び込まれる量は3,102tということなのですが、9ページには1日当たりのセメント固型化処理量は約160tですと表記されておりまして、単純に計算しますと3,102tは20営業日ぐらいで処理が完了するという計算になるかと思っております。セメント固型化施設からの運び出しが令和5年10月というような状況になっているのですが、これはそもそも輸送の都合でこのようになっているのか、固型化したものを養生した上で埋立処分施設に運び入れる輸送計画の関係からこういう形になっているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

河津：お願いします。

西山：ご質問いただきましてありがとうございます。今後セメント固型化処理施設で処理する量としましては、ご指摘いただきました5ページ目のセメント固型化施設行きの方がもちろん含まれているのですけれども、それ以外に対象となっている指定廃棄物は、セメント固型化施設の付近にあります保管施設で保管しているところがございます。ですので、保管している灰および今後こちらのセメント固型化施設に持ってくる灰全てを合わせて、全体として12万tの処理という予定となっております。

この12万tをセメント固型化処理する必要があるのですけれども、セメント固型化処理が終わってから運搬終了までの間は、あまり日程的には大きくずれるものではないかと、基本的には令和5年10月が近づきますと、養生が終わった廃棄物から随時運搬していく形態での運営を想定しています。

河津：よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは、ないようですので、これをもちまして環境安全委員会の方は終了させていただきます。それでは環境省の方に司会をお渡しします。よろしくお願いいたします。

尾形：河津委員長、議事進行ありがとうございます。閉会にあたりまして、環境省環境再生・資源循環局参事官、馬場康弘よりあいさつを申し上げます。

馬場：環境省の馬場です。本日はご審議いただきましてありがとうございます。平成27年に受け入れていただいてから県内の、まずは津波がれきとか家屋解体ごみとか福島県内の下水汚泥や農林業系廃棄物などを受け入れていただいたおかげで、本当に今の福島があると思います。これまで安全に事業を進めておりますので、引き続きこの環境安全委員会においてきちんと安全を確保しながら、福島の再生に向けて、的確に、着実に進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

尾形：以上をもちまして、第13回管理型処分場環境安全委員会を閉会いたします。本日頂いたご指摘を踏まえ、埋立処分事業を安全・着実に進めてまいります。なお、12時からリプルン事務室脇のスペースにてぶら下がり会見を行いますので、報道関係者の方々はお集まりください。本日はありがとうございました。